

時事新報

第二千七百十三號
明治廿三年七月十二日 土曜日
舊曆庚寅五月二十六日 (甲午)
出刊時間 午前六時三十分
入刊時間 午後二時四十分
印刷時間 午後二時五十分
編輯部 東京市本町三丁目
電話 二二二二
發行部 東京市本町三丁目
電話 二二二二
(西曆一千八百九十年)

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
送料廣告料ヘ左ノ如シ
一 改二種〇一箇月金五十圓〇三箇月金一圓五十圓〇六箇月金三
〇一箇年金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ有定價ノ外ニ
〇月十五圓ノ送付料ヲ中受ク
時事新報廣告料前金

一行	五圓	十圓	二十圓	三十圓	四十圓	五十圓	六十圓	七十圓	八十圓	九十圓	一百圓
----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

時事新報

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達のためには此場合に新報代價一箇月
前金八圓にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵
便印紙の代價を受取可し

實動は國民に遍かる可し

人為を以て國民の功勞に關するに種々の法あり實品俸
給を以てするは物を以て勞に代ゆるの手段にして誠
實なる者なれども此外所謂人爵を稱して爵位勳章を
授くるものあり勳章階級其人に屬して人と共に消滅
すれども爵位之を子孫に傳へて先世の功名を系圖に
算常凡俗人にも生れて有爵者の相續人となれば己
れ其爵を姓名に冠して社會に押出すを得べし學者流
の眼を以て見れば人間の事業は千差萬別、時に利不利
あり勢に順逆あり之れに處して其力を試むる者、成敗
を以て功勞を論ず可らず滔々たる流俗の月旦評、何を
論じ又何を貶するや此社會の人々が何爵と云ひ何位と
云ひ若くは何等勳と云ふも人の實價を輕重するに足ら
ず誠にして小兒の戯にして唯一笑に附し去る可し雖も
學者は學者、凡俗は凡俗、凡俗の世界に於て偏に人爵
の高きを好み何れ先年政府にて海防費獻納を論議する
に際し其獻金の多少に應じ夫れ、位位の差ある可し
とて内意の所在を示したるに世間金満家の其中には偏
に此人爵に垂涎して金を獻じたる者もあり若し此位位
の妙法なくして獻金を一片の愛國心に訴へたらんには
其類或は三分一にも減じたるならんなど云ふものあり
固より當然たる世評なれども世上一般の凡俗心に於て
斯くまで人爵を珍重する以上は是れ亦社會に欠く可ら
ざるの道具として之を利用するも智者の事なれ今西
洋王政國の有様を見るに朝廷は國民を一視して政治實
業文學等の職業に區別を立てず勳章の高きに上るも
江湖の廣きに居るも一切出處を論せずして誠に致した
る功勞あれば其功勞を表彰するに彼の爵位勳章を以て
し人爵を官賞の專有物として之を社會一部分の人に限
らざるが故に其人心を振勵し世道を維持するの成績に
於て功勞の頗る大なるを見る可し特に彼の勳章勳章の
分配に就ては國家的の大活躍を以て成る可く一般に
ねからんとを期し例へば佛蘭西國の如き兵闘に高勳等
大勳章を有するもの多く病犬治療に有名なる大醫ハス
ナニア氏の如き大勳章にも輝らざる程の大勳章を有し
る者も以て勳章を一概に高堂懸懸の處に於て政府府
大廳の上端に懸するなどの事例は理もかしからず即ち

實動國民に遍かる可しに盡したる功勞は官たり民たるを
以て輕重なく之を表彰するに相當の勳章を以てするが
故に國民一般の氣風に於て其勳章を重んずると甚だし
く勳章を胸間に掛けたる者が社會公衆の爲めに重んぜ
らるゝ其趣は日本人などの想像にも浮ばざるものある
が如し昨年五月巴里大博覽會開場式の折ありとか田中
全權公使には夫人同伴式場に臨んで扱て歸途に就かん
どするに街道一帯人聲を築きて馬車を通す可きに非ず
徒歩次第に人々を排して急ぎ進むに隨て愈々重圍に陥り
進退身動きも叶はずして殆ん當惑する其處に誰れや
らん公使の胸間に勳章の印あるを認めて勳章ノと叫
びながら群衆を排して難なく通行せしめたりと云ふ勳
章の彼の社會に重んぜらるゝの一端として見る可し畢
竟勳章勳章の社會一部分に偏せずして廟廊江湖唯その
功勞の著しき處に赫々たるが故に一般の人民も其價を
知りて之を敬重するものあらん歎くありてみそ勳章勳
章も其功勞を大にして人心を屬せし世道を正すの具と
なるべけれ然るに我日本國にては政治社會のみ抜群に
して其他の社會には學藝なく彼の勳章勳章の如きも政
府官吏の專有物たるが如き觀あるが故に世間一般の眼
に映じて何等勳も何勳章も光明赫々灼灼可きを見
ず隨て其功用を大區域に普及するも能はざるものな
る可し蓋し西洋王政國にては王室を以て榮華の源泉と
爲し其潤澤を一般に及ぼすも時雨の化の如く政治又
學商工業等その職業は採々おれども國に致したる功勞
に應じて榮華に厚薄を立つるもなく王室一視偏なく
黨々々士士の萬物を遍照するは人の能く知る所なり然
るに我日本は所謂政治國にして政府の外に人物なきが
如く政事の外に仕事なきが如く特に近日などは或は政
黨の運動と云ひ或は議員の撰舉と云ひ政治の論議のみ
國中を轟として掛念するものあり我輩は漫に政治論の
喧しきを厭ふものに非ざれども今濶路に腕を展せば
高の知れたる八千萬圓の國稅、國會が如何に指圖する
も新政治家が如何に料理するも仕事は金に相懸し左
まで面目を改む可しと思はれず左れば實業を振起し
て大に國の富源を開き隨て政府の收入を増して八千萬
圓を二倍し若くは三倍し以て文明日新の事業に勇むる
を肝要なれ即ち實業を振作するは今の日本の急務あれ
ども事を獎勵せんと欲せば之れに榮華を附せざる可ら
ず其榮華を附するに就ては種々の方法もあらんと雖も
も彼の勳章勳章の如き既に名譽を表彰するの具なりと
すれば實業上の功勞者を持つに成る可く優禮を以して
政治家と同様に之れに勳章勳章等を給與するの道を開
くは實に彼の實業を獎勵するの一方便にして一には實
動を國民に普及し一には實業に榮華を加へて勳章勳章
の功効も愛に始めて大なる可きなり我輩の常に希望す
る所のものなり

御名 御 聖
明治廿三年 内閣總理大臣伯耆山縣有朋
七月十日
勅令第百二十二號
衆議院事務局官制
第一條 衆議院事務局ノ職員ハ左ノ如シ
書記官長 十八
書記官 十八
書記官 二人
第二條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務
ヲ監督ス
第三條 書記官ハ書記官長ノ指揮監督ヲ承ケ議事記録
筆記印刷庶務會計等ニ關スル事務ヲ分掌ス
第四條 書記官長故陣アルトキハ上席書記官其ノ職務
ヲ代理ス
第五條 屬ハ判任トス書記官長ノ定ムル所ニ依リ各其
ノ事務ニ従フ
朕貴族院事務局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御 聖
明治廿三年 内閣總理大臣伯耆山縣有朋
七月十日
勅令第百二十一號
貴族院事務局官制
第一條 貴族院事務局ノ職員ハ左ノ如シ
書記官長 十八
書記官 十八
書記官 二人
第二條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務
ヲ監督ス
第三條 書記官ハ書記官長ノ指揮監督ヲ承ケ議事記録
筆記印刷庶務會計等ニ關スル事務ヲ分掌ス
第四條 書記官長故陣アルトキハ上席書記官其ノ職務
ヲ代理ス
第五條 屬ハ判任トス書記官長ノ定ムル所ニ依リ各其
ノ事務ニ従フ
朕貴族院事務局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御 聖
明治廿三年 七月八日
宮内大臣子爵土方久元
○布哇近狀 ホノル、府六月十二日發(續き)
昨年十月ハワイ島ハマカア郡ホノカア村に於て本邦人
後藤開を殺したる嫌疑によりて四名の白人が捕縛せ
られたるは先般一報に報じ置たるが右の被告事件は去
る五月六日よりハワイ島ヒロフの巡迴裁判所に於て公
判に付せられたり裁判官ハ大審判官長ワット氏陪
席判事は巡迴判事ライマン氏にして檢察官ハ檢事副長
クワイントン氏なりし又我領事館の廳托どかにて當國有
名の代言人ニウマン、ピットン、ヒチコックの三氏檢察
官を補佐し被告人の辯護人は是又當國にて屈指の代言
人なるハッチ、デピソンの二氏なりし借て當事件たる
實に當國未曾有の珍事なりしを以て原被告雙方の注意頗
る周密なりしは十二名の陪審吏を撰定するのみにも既
に二日を費したるを以て證すべし第三日即ち五月八
日檢察官は更に公訴の趣意を陳述せり其大略左の如し
我國民は性質至て靜謐なり故に人を殺戮するが如き
暴行は未だ會て之あらざりし然に昨年十月廿九日の
朝ハマカア郡ホノカア村に於て電話柱上に釣し上げ
られたる商人後藤開の死體を發見せり四肢は強く縛
せられ頸骨は烈く破れ居たり但し是は電話柱に絞び

り掲げられたる
其馬上より加害
既に殺害せられ
死體を縛り掲げ
判別する法廳を
處なる凶人にあ
らん今や四名の
し謀殺罪を以て
とす陪審吏諸士
るときは假令へ
も公平なる思想
に諸士の任なり
此公判に付ては前
周到なる上に諸人
名ありしを以て當
審判手續を結了し
吏の裁決を聞きし
故殺有罪にして判
フヨシ、ル及び
アラボン 普役
右被告人中スライ
ホノカア村に於け
人にしてフヨシ
ある一商店を構へ
勤務し居たりアラ
後藤は何か故に懸
たるかど云ふに抑
りしに濶路獨章
の才もあり文字も
然と電報され何事
らす思ひ居たる折
したるものあり耕
之其強本人は後藤
るに至れるなりと
たるが爲に難分
に不平を懷き居た
と云ふ同裁判の節
臨席し居たり特に
の通辨をも爲した
此事件にして今日
於てよく盡力した
體檢觀會の時に加
の資格を以て書記
に當局者に於て非
を覆はれて遂に今
云ふ
○ロケニ網使用に
兩縣を除くの外中
兩縣を除くの外中
南勝省に向つて類
来るよしなるが右
情勢を懸念するに
らす漁民の競争よ
ものにて右を借用
族の繁榮を害する
く所に據れば農商